

玉野市省エネ投資促進事業

Q & A(追加)

※問い合わせのあったもの等について、随時追加します。

7月24日(第3版)

(取組①「省エネ設備等の導入」、取組②「環境整備機器等の設備導入」関連)

追Q 1：ユニッククレーン、トラックなどは補助対象となりますか？

A：事業用であり、かつ、更新前と比較して5%以上の省エネ効果があれば対象となります。設備・機器メーカーまたは、納入業者による(参考様式)「設備・機器比較証明書」が必要です。

※軽油フォークリフト(燃料)からEVフォークリフト(電気)への更新のように使用するエネルギーの種類が変わる場合は、双方の消費量を「原油換算量(kL)」または「熱量(GJ)」に単位を揃え(換算)て比較してください。

(取組①「省エネ設備等の導入」、取組②「環境整備機器等の設備導入」関連)

追Q 2：水道の蛇口(節水)への取り替えは補助対象となりますか？

A：補助対象となりません。

(参考様式)「設備・機器比較証明書」にも記載のとおり、使用水量や発熱量、電気・ガス代等の金額による比較は認められません。本補助金は、「エネルギーコスト削減」を目的としており、水道水そのものの削減(節水)は、補助対象とはなりません。

※ただし、「ボイラー」や「業務用給湯器」を更新した結果として、お湯のロスが減り「節湯(ガスの削減)」につながる場合は、給湯設備本体の更新として対象になります。

(取組①「省エネ設備等の導入」、取組②「環境整備機器等の設備導入」関連)

追Q 3：重機や設備機器等を設置するための事業所までの「運搬費」は補助対象になりますか。

A：補助対象となります。

補助対象経費は、設備・機器の購入費、運搬費及び設置工事費です。

※補助対象設備・機器の設置に伴う配線や配管、稼働する上で最低限必要となる付属品は対象です。ただし、補助対象設備・機器を設置する場所の整備工事及び基礎工事に要する経費、既存設備の撤去や廃棄等の処分費用は補助対象外となります。

（取組①「省エネ設備等の導入」、取組②「環境整備機器等の設備導入」関連）

追Q 4：「設備・機器比較証明書」について、既存施設が相当古く型番や購入価格がわかりません。どうしたら良いでしょうか？

A：既存施設が古く型番等が不明で、省エネ効果が5%以上あることが数値により確認できなければ、補助金を受けることができません。

必ず、「比較証明書」を依頼する「設備・機器メーカー又は、納入業者等」に、できうる限り、古いカタログやインターネット等で情報収集するなどし、証明してもらい提出してください。

なお、「取得価格」について、導入予定設備は、補助金額を確定するため必ず記入する必要がありますが、既存設備については、未記入でも差し支えありません。

（取組①「省エネ設備等の導入」、取組②「環境整備機器等の設備導入」関連）

追Q 5：照明設備のLED化等の取組を実施する場合、事務所、その他の共用部分等複数の箇所で導入する場合や、種類の違う機種を導入する場合は、補助対象となりますか？また、省エネ効果の比較方法はどのようにしたら良いでしょうか？

A：取組ごと（全ての照明設備のLED化）の全ての比較項目エネルギーの合計額で比較し、省エネ効果が5%以上あれば、補助対象となります。

その際の「比較証明書」の記入方法は、以下のとおりです。※既存設備も同様

- ・ 2の設備情報中「メーカー等、設備等名称、型番・型式等、製造年」は、1機種目を記入し、その他別紙のとおり、と明記の上、機種ごとに別紙（任意様式）で、作成し添付してください。
- ・ 「台数」欄は、全ての合計台数。
- ・ 比較項目の既存設備（A）及び導入予定設備等（B）は、1台あたりの平均値
- ・ 3の計算式は、（A）（B）は、上述の平均値、（C）は、合計台数（2の設備情報と同数値）により、計算してください。

(取組③「商品・サービス導入」、取組④「販路開拓」関連)

追Q6：パソコンのソフトウェア利用料（クラウドサービスやサブスクリプションの月額・年額料金）は補助対象になりますか？

A： 補助対象となります。

本補助金では機器等の「レンタル料・リース料」は対象外としておりますが、ソフトウェアやクラウドサービスの利用料は、機器の貸借とは異なるため対象経費（システム導入費・委託費等）として認められます。ただし、対象となる期間は、令和6年4月1日から令和6年12月分まで（最大9ヶ月分）です。以下に注意してください。

【算出方法および注意事項】

本補助金は「申請兼実績報告」となるため、申請日時点ですでに支払いが完了しているものに限り対象となります。支払い方法によって以下のとおりとします。

① 年額（複数月）利用料を一括で支払っている場合

一括で支払った利用料のうち、「令和6年4月～12月」の対象期間に該当する月数分を『月割り』で計算した金額を補助対象とします。翌年1月以降の期間分は対象外となります。

（例）令和6年8月に「1年分（8月～翌年7月）」を支払って申請する場合

→ 令和6年8月～12月までの「5ヶ月分」のみを月割りして申請してください。

② 月額で毎月支払っている場合

申請を行う時点までに支払いが完了している月分が対象となります。